

(別紙1)

「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の施行について」

(平成13年10月15日付け13生畜第3896号農林水産省生産局長・水産庁長官通知)

新旧対照表

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">記</p> <p>第2 改正に伴う留意事項</p> <p>1 対象となる飼料の範囲について</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)ゼラチン・コラーゲンのうち、次の工程のいずれかを経て処理されたことについて、農林水産大臣の確認がなされたものは規制の対象外である。</p> <p>ア 皮を原料としてゼラチン・コラーゲンを製造する場合、皮以外に由来するたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたものであること</p> <p>イ 骨(頭骸骨及び椎骨を除く)を原料としてゼラチン・コラーゲンを製造する場合、当該製品の製造工程において、加圧下での洗浄、酸による脱灰、長期のアルカリ処理、ろ過、138°で4秒間の殺菌の各処理がなされていること</p> <p><u>ゼラチン又はコラーゲンの輸入品については、販売荷口ごとに、ア又はイのいずれかを経て処理されたことについて製造国の政府機関又はそれと同等の機関の証明書又はその写しを添付することとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>第2 改正に伴う留意事項</p> <p>1 対象となる飼料の範囲について</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)ゼラチン・コラーゲンのうち、次の工程のいずれかを経て処理されたことについて、農林水産大臣の確認がなされたものは規制の対象外である。</p> <p>ア 皮を原料としてゼラチン・コラーゲンを製造する場合、皮以外に由来するたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたものであること</p> <p>イ 骨(頭骸骨及び椎骨を除く)を原料としてゼラチン・コラーゲンを製造する場合、当該製品の製造工程において、加圧下での洗浄、酸による脱灰、長期のアルカリ処理、ろ過、138°で4秒間の殺菌の各処理がなされていること</p> <p><u>なお、農林水産大臣への確認申請は、別紙1の確認申請書に製造工程の図面及び各工程における温度条件、圧力条件等の製造条件を記載した書類を添付して行うよう関係業者を指導されたい。</u></p> <p><u>(5)魚粉、フィッシュソリュブル等魚介類由来たん白質(以下「魚粉等」という。)の製造業者にあつては、改正省令の施行後に、魚粉等を製造する場合は、当該製品の製造工程がほ乳動物由来たん白質及び家きん由来たん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造しなければならないこととされた。</u></p> <p><u>したがって、魚粉等については別紙2に基づき、原料、原料輸送車、原料受入口から製品倉庫までをほ乳動物由来たん白質及び家きん由来たん白質の製造工程と共有していないことについて製造業者が確認を行い、適合する場合のみ規制の対象外となる。</u></p> <p><u>なお、確認を行った結果、適合していると判断された場合は、速やかに、別紙3により独立行政法人肥飼料検査所を經由して届</u></p>

2 対象となる家畜等の範囲について
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令第1条で定める動物が対象家畜となる。

3 肥料・ペットフードの取扱いについて
(略)

第3 農林水産大臣の確認申請について

1 製造工程の確認手続について

(1) 別表第1の1の(1)のケの規定による農林水産大臣による確認(以下「大臣確認」という。第3の2に規定する変更の確認を除く。)を受けようとするゼラチン又はコラーゲンの製造業者は、別記様式第1号により、独立行政法人肥飼料検査所(以下「検査所」という。)を経由して確認申請を行うものとする。

(2) (1)の確認申請があったときは、当該申請に係る製造工程が第2の1の(4)のア又はイの基準(以下「製造基準」という。)に適合しているかどうかについて確認し、その結果を別記様式第2号により申請者に通知する。

(3) 確認済ゼラチン又は確認済コラーゲン(以下「確認済ゼラチン等」という。)の製造業者は、製造基準に適合していないものとして当該大臣確認を得られなくなったときは、(2)の通知に係る確認書を検査所を経由して返納させるものとする。

2 製造工程の変更確認の手続について

(1) 製造工程の変更

ア 確認済ゼラチン等の製造業者は、確認を受けた製造工程を変更しようとする場合には、原則として1ヶ月前までに、別記様式第3号により、検査所を経由して変更確認申請を行うものとする。

イ アの変更確認申請があったときは、当該申請に係る製造工程が製造基準に適合しているかどうかについて確認し、別紙様式第4号により、その結果を申請者に通知する。

ウ 確認済ゼラチン等の製造業者は、イの規定により製造基準に適合しない旨の通知を受けた場合には、1の(2)の通知に係る確認書を検査所を経由して返納するものとする。

け出ることとする。

2 対象となる家畜等の範囲について
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令第1条で定める動物(牛、豚、鶏、うずら、みつばち、ぶり、まだい、ぎんざけ、こい(食用に供さないものは除く。)、うなぎ、にじます及びあゆ)が対象家畜となる。

3 肥料・ペットフードの取扱いについて
(略)

(2) 製造基準への不適合に伴う確認書の返納について

確認済ゼラチン等の製造業者は、製造工程の変更等により製造基準を満たすことができなくなる場合には、別記様式第5号により、検査所を経由して農林水産大臣に届け出るとともに、1の(2)の通知に係る確認書を返納するものとする。

(3) その他の変更について

確認済ゼラチン等の製造業者は、会社名、事業場名、代表者、本社の住所等の変更、原料収集先の変更その他の軽微な製造工程の変更等がある場合には、遅滞なく、別記様式第6号により、検査所を経由して農林水産大臣に届け出るものとする。

第4 製造設備の故障等についての対応

確認済ゼラチン等の製造業者は、予期しない製造設備の故障等により、大臣確認を受けた製造工程を変更せざるを得ない事態が生じた場合には、直ちに、確認済ゼラチン等の製造を一時停止するとともに、その概要を検査所を経由して農林水産大臣に報告するものとする。

第5 施行期日

(略)

第3 施行期日

(略)

別紙 1

平成 年 月 日

農林水産大臣 殿

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印

下記の事業場の製造工程が、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林水産省令第35号)別表第1の1の(1)のケの規定に適合していることについて農林水産大臣の確認を求めます。

記

1 事業場の名称

2 事業場の所在地

注 添付書類として、次のものを添付すること。

- 1 製造工程の図面
- 2 温度条件、圧力条件等の製造条件を記載した書類

別紙 2

魚粉等の製造条件

1 原料における対策

(1) 収集先

魚介類のみを取扱う事業場から収集すること。

(2) 輸送

魚介類の輸送専用車を用いるか、魚介類の輸送に際して輸送車の清掃を励行すること。

(3) 受入記録

受入れに当たっては、受入年月日、数量、収集先を記録するとともに、収集先の適否及び輸送方法の適否について確認し、記録すること。

2 製造における対策

(1) 製造工程

魚粉等の製造工程がほ乳動物由来たん白質及び家きん由来たん白質の製造工程と完全に分離されていること。

また、製造工程中においてほ乳動物由来たん白質及び家きん由来たん白質が混入しないようにすること。

(2) 製造記録

製造に用いた原料の種類及び量、製造年月日、製造数量を記録すること。

(3) 製造管理者

製造管理者を設置し、実地に管理すること。

3 製品出荷時の対策

(1) 出荷工程

出荷に当たって、ほ乳動物由来たん白質及び家きん由来たん白質が混入しないようにすること。

(2) 出荷記録

出荷年月日、出荷先、出荷量を記録すること。

4 製品輸送における対策

製品輸送車は専用化するか、輸送に際し輸送車の清掃を励行すること。

別紙 3

平成 年 月 日

農林水産大臣 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印

下記の事業場の製造工程が、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林水産省令第35号）別表第1の1の（1）のサの規定に適合していることを確認したので届け出ます。

記

1 事業場の名称

2 事業場の所在地

別記様式第1号

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印

下記の事業場における（注）の製造工程について、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の1の（1）のケの規定による確認を求めます。

記

1 事業場の名称

2 事業場の所在地

備考 添付書類として、次のものを添付すること。

- 1 製造工程の図面
- 2 温度条件、圧力条件等の製造条件を記載した書類

注：製造に係る品目を記載する。

別記様式第2号

農林水産省指令 番号

住 所
氏 名

年 月 日付けで申請のあった下記の事業場における（
注）の製造工程については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する
省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の1の（1）のケの規定
により、申請のとおり確認する。

記

1 事業場の名称

2 事業場の所在地

年 月 日

農林水産大臣 印

注：製造に係る品目を記載する。

別記様式第3号

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 印

年 月 日付け農林水産省指令 消安第 号で確認を受けた
（注）の製造工程について下記のとおり変更したいので、飼
料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第3
5号）別表第1の1の（1）のケの規定による確認を求めます。

記

- 1 確認を受けた事業場の名称
- 2 確認を受けた事業場の所在地
- 3 変更する事項
- 4 変更予定年月日

備考 添付書類として製造工程の図面を添付すること。

注：製造に係る品目を記載する。

別記様式第4号

農林水産省指令 番 号

住 所
氏 名

年 月 日付け農林水産省指令 消安第 号で確認を受けた

下記の事業場における (注) の製造工程について、年 月
日付けで申請のあった変更確認については、飼料及び飼料添加物の成
分規格等に関する省令 (昭和 5 1 年農林省令第 3 5 号) 別表第 1 の 1 の
(1) のケの規定

により、申請のとおり確認する。
に基づく製造基準に適合しないので、変更後に製造した飼料の販売
を停止し、確認書を返納されたい。

記

1 事業場の名称

2 事業場の所在地

年 月 日

農林水産大臣 印

注：製造に係る品目を記載する。

別記様式第 5 号

製造基準適合確認書返納届

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印

年 月 日付け農林水産省指令 消安第 号で確認を受けた
(注) の製造工程については、下記のとおり (注)
の製造工程に関する基準を満たすことができなくなったので、「飼料及
び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の施行に
ついて」(平成 1 3 年 1 0 月 1 5 日付け 1 3 生畜第 3 8 9 6 号) 第 3 の

2の(2)の規定により (注)の製造を中止するとともに、
確認書を返納します。

記

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地
- 3 製造基準を満たすことができなくなった理由
- 4 製造基準を満たすことができなくなった時期

注：製造に係る品目を記載する。

別記様式第6号

製造基準適合確認申請変更届

年 月 日

農林水産大臣 殿

住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省
令の施行について」(平成13年10月15日付け13生畜第3896
号)第3の2の(3)の規定に基づき、年 月 日付けて (
注)の確認申請を行った内容を下記のとおり変更したいので届け出ます。

記

- 1 変更する内容
- 2 変更予定年月日

注：製造に係る品目を記載する。